

- ・老朽化施設の撤去・補修を図る。
- ・見直しを必要とする既存施設は、二の丸跡の売店、三の丸跡の延寿閣別館、山下曲輪跡の城内グラウンド・丸亀市立資料館・観光案内所・動物園・子供の国・健康バロメーター広場。
- ・修景を必要とする既存施設は、あずまや、ベンチ、縁台、ライトアップ施設。
- ・配置すべき便益施設は、観光案内所、トイレ、売店。
- ・必要と思われる主な管理施設は、管理事務所、駐車場、サイン施設、安全柵、クズ入れ。
- ・園路や広場は発掘調査成果による京極時代の地割りに沿ったものとする。ただし、周辺住民の憩いの場として、高齢者・身障者にも対応できるようにする。
- ・排水施設は山上曲輪跡においては、発掘調査の結果を踏まえ、排水路遺構の活用・保全を検討する。暗きよや集水枡などの設置については、地下遺構の保全・整備との調整を図り、景観に配慮した施設とする。園路側溝は、発掘調査で確認された石製排水路を模したものとする。
- ・展示施設の設置場所は、既設の資料館付近が御殿跡中心部と推定されるため、北側の広場に設置するが、事前に発掘調査を行って再検討する。
- ・防災設備は、消防設備と防犯設備の充実を図り、管理体制づくりに努める。
- ・その他の施設では、動物園・遊園地は城外へ移設する。延寿閣別館は建造物調査を実施後に、移築を検討。石碑などは原則として撤去する。

10. 管理・運営計画

丸亀城跡の維持管理は、国指定史跡としての文化財保護が優先されるが、周辺住民憩いの場及び市街地の中の貴重な都市緑地としての保全をも考慮する。

11. 整備に向けての具体化の方針 及び 12. 整備スケジュール

3段階に分けて整備を進めるものとし、平成7年度から5か年度、平成12年度以降、復元検討史料収集後の整備に分けて、本丸跡、二の丸跡、三の丸跡、下曲輪跡、城跡全体といった場所ごとに整備計画のスケジュールを提示。

表1 場所及び段階別整備項目 達成状況

	丸亀城跡全体	本丸跡	二の丸跡	三の丸跡	下曲輪跡
第1段階 完了	二の丸長崎櫓跡石垣修理（平成3・平成4）	本丸庭園の撤去（平成6）	長崎櫓跡・番頭櫓跡の発掘調査（平成2・平成3）	防火水槽の撤去（平成9）	内堀沿土塁の修復（平成5・平成6）
	本丸北石垣修理（平成5）	防火水槽の撤去（平成6）	二の丸及び東渡櫓跡の発掘調査（平成6）	庭園（公園施設）の撤去（平成9）	大手二の門の保存修理（平成8）
	帯曲輪南石垣修理（平成6）	宗門・姫隅櫓跡及び渡櫓跡の発掘調査（平成1・平成5）		搦手門跡の発掘調査（平成9）	玄関先御門前庭園（公園施設）撤去（平成10）
	三の丸東張出石垣修理（平成10～平成14）			隅櫓跡の発掘調査（平成3）	
	内堀水質浄化のための噴水設備の仮設（平成7・平成8）				

表 1 (続き) 場所及び段階別整備項目 達成状況

		丸亀城跡全体	本丸跡	二の丸跡	三の丸跡	下曲輪跡
第1段階	実施中	三の丸西石垣修理 崩落箇所復旧 植栽整備			井戸曲輪の発掘調査(平成3) 本丸北石垣の基底 部検出(平成7)	御殿跡の発掘調査 (平成8)
	未着手	本丸西石垣修理 帯曲輪西石垣修理 本丸東石垣修理 記念碑の整理・移 転	門跡の発掘調査 (天守修復の後)	大手門周辺の発掘 調査(天守修復の 後) 搦手門跡の発掘調 査(天守修復の後) 辰巳櫓跡及び渡櫓 跡跡の発掘調査	門跡の発掘調査	広場整備(プール 跡地) 門跡の発掘調査 馬場跡、池跡の発 掘調査
第2段階	完了	園路整備	渡櫓跡石垣整備 (平成6) 地盤整備(排水路) (平成6) 東側土塁の修復 (平成6) 安全柵整備 (平成6・平成25)	番頭櫓跡石垣復旧・ 北渡櫓石垣検出 (平成6) 園路舗装(平成7) 安全柵整備(平成 7・平成25)		便益施設整備(平 成24・平成30) 城内グラウンド廃 止(平成28)
	実施中	植栽整備	説明板、案内板の 整備(平成9～)	説明板、案内板の 整備(平成9～)	説明板、案内板の 整備(平成9～) 安全柵整備(平成 9)	城内グラウンド撤 去
第3段階	未着手	斜面部の石垣検出 (石垣復旧の後) 見返り坂下の石垣 撤去	門跡整備(天守修 復の後)	搦手門跡整備(発 掘調査の成果をう けて) 大手門跡整備 隅櫓跡・渡櫓跡石 垣及び礎石整備	隅櫓跡地盤整備 井戸曲輪整備 搦手門跡整備(発 掘調査の成果をう けて) 延寿閣別館の建造 物調査	御殿跡の整備(発 掘調査の後) 土塁の復元(御殿 跡発掘調査の後) うぐいす谷の復元 (城内グラウンド撤 去の後)
	完了					動物園(平成21)、 遊園地の城外移設 (平成19)
	実施中		天守修復(平成8 調査、平成12～)	便益施設の整備 (平成25撤去)		
未着手	内堀沿道整備 城外駐車場整備	地盤支持力調査 隅櫓、渡櫓、門、 土塀の復元	地盤の支持力調査 (建物復元のため) 隅櫓、渡櫓、門、 土塀の復元	便益施設の整備 地盤支持力調査 (建物復元のため) 隅櫓、渡櫓、門、 土塀の復元	木橋の復元 市立資料館の撤去 歴史博物館整備 管理事務所整備 グラウンド跡整備 (発掘調査の後) 観光案内所整備	

●関連する個別計画

関連する計画としては、下記の計画があり、関連する部分を以下に整理しておく。

①丸亀市都市計画マスタープラン 平成19年(2007)4月策定

計画期間：平成19年度(2007年度)から20年間

以下に関係箇所の抜粋を掲げる。

4-1 都市づくりの基本的な方向

(1) 身近な自然と歴史文化を未来に伝えるまちを創る

都市づくりの基本的な方向<自然環境の保全と歴史・文化資源の活用>

- ・丸亀城や、金毘羅街道、快天山古墳などの歴史文化資源は、都市の個性を育み、市民の愛着を高めるものとして市民の憩い・学習の場、観光資源等として活用します。

5-2 市街地の整備方針 1) 中心市街地 (2) 基本方針

JR丸亀駅や丸亀城を中心に、本市の歴史・文化、市民の誇りを継承するシンボリックな地区として、また、歩いて暮らせる利便性の高い中心市街地として、道路や公園、公共下水道等の既存ストックを有効に活用しつつ、業務・歴史・文化機能を活かした魅力的な商業・居住環境の形成を図り、地区の再生を目指します。

③大手町地区

- ・大手町地区では、本市の都市機能が集積したシビックゾーンとして、公共公益施設の郊外移転を防止し、機能の集積と適切な維持、更新、再編を促進します。

④丸亀城周辺地区

- ・丸亀城は、本市のシンボルとして、また市街地における貴重な緑地として、環境整備に努めます。
- ・丸亀城周辺の住居専用地域は、丸亀城石垣の眺望の確保を目的とした建物の高さ制限とともに、居住者の意向を踏まえ、地区計画や建築協定等の導入を促進し、魅力的な街並み形成に努めます。

5-4 水と緑の整備方針

2) 水と緑の基本方針 ② 水と緑のネットワーク化

中心市街地や旧市街化区域では、丸亀城や丸亀市総合運動公園などのまとまった緑地を活かしながら、良好な都市環境の形成を図ります。

3) 水と緑の配置方針 (3) 水と緑の核 ② 歴史拠点

丸亀城、及び快天山古墳等を本市の歴史拠点として位置付け、個性的な景観形成とともに、市民の郷土の歴史に対する認識や愛着の醸成、市民をはじめ、来訪者等の交流を促進するため、利用環境の整備を推進します。

5-6 都市景観形成の方針

3) 景観形成方針

景観形成方針を踏まえ、景観行政団体として景観法に基づく景観計画の策定を通じ、丸亀らしい景観形成を推進します。

(1) 丸亀城周辺の景観形成

丸亀城の眺望景観については、周辺の建築物の高さ制限を維持するとともに、景観法に基づく景観計画の策定を通じ、個性的な景観形成の検討を図ります。

城下町の名残の残る地域は、歴史的な町割り・街並みを活かした地区景観の整備を促進します。

6 地域別整備方針 6-2 中心市街地 3) 都市づくりの整備方針

(1) 歴史と文化が薫る都市空間の形成

丸亀城への眺望景観を確保するため、周辺の建築物の高さ制限を定めています。

丸亀城(亀山公園)は、市民の憩いやレクリエーションの場として、また、本市の重要な観光資源として、公園の魅力アップを図ります。

J R丸亀駅前については、猪熊弦一郎現代美術館等を活かし、街並み景観の形成に努めます。また、J R丸亀駅前や大手町地区、主要地方道高松善通寺線等は、電線類の地中化を促進し、良好な都市景観と災害に強い市街地を形成します。

丸亀港から丸亀城の西側を通る金毘羅街道については、歩いて散策できる沿道の修景整備を促進し、本市の観光振興をはじめ、地域住民が身近に歴史を感じることでできる環境づくりを進めます。

城下町としてのなごりがある番丁については、住民の合意のもと、地区計画や建築協定等を活用し、街並み景観の形成を促進します。

- 丸亀城の眺望景観の確保
- 丸亀城の整備
- 丸亀駅前市街地の景観形成
- 金毘羅街道の修景整備の促進
- 歴史的な町割り・街並みを活かした地区景観の整備

②丸亀市景観計画 平成23年(2011)10月策定

2. 良好な景観の形成に関する方針

2.2. 景観構造計画

(4) 丸亀城歴史エリア：丸亀城旧外濠内の旧武家屋敷街やシビックゾーンなどの景観

□テーマ「丸亀らしさを代表するシンボル景観の形成」

丸亀市のシンボル丸亀城を核に、これを取り巻く内濠および旧城下町武家屋敷街(番丁)、また市役所等の公共施設が集まるシビックゾーンなどの一体的な景観形成をすすめる、市民や来訪者が丸亀らしさを共感する景観を守り、さらに優れたものに育てていく。

2.2.3. 景観核

(2) 歴史文化核：丸亀城など市や地域の歴史を語る場所や施設周辺の景観

□テーマ「丸亀のシンボル景観の強化と、地域のイメージ核・環境形成核として保全」

平坦地に突出した丸亀城の姿は、市ばかりでなく中讃地域の歴史的シンボルである。周囲から丸亀城への眺望を確保し、新しい都市景観を調和させながらつくることにより丸亀のシンボル景観の強化をすすめる。また、寺町や寺社、さらに豊かな社

寺林も地域のイメージ核や環境形成の核として周辺景観の形成をすすめる。

2. 3. 建築物等における誘導指針

1. 魅力的な風景や街並みをつくる

都心エリア＝丸亀城への眺望景観に留意し、建物の高さやデザイン、色彩等を調整し、城下町丸亀のイメージを高めるよう、落ち着いたのある上質なものにす。とくに、建物頭頂部（最上層部と屋根や屋上突出物）はすっきりしたデザインとなるよう工夫する。

丸亀城歴史エリア＝建物の配置や高さ、屋根の形態、素材や色彩等を、城下町の町割りを生かし、周辺の歴史的たたずまいと調和したものにす。植栽や塀など敷地のデザインを工夫し、内濠を介した丸亀城との一体感の形成を図る。

2. 色合いや風合いに配慮する

都心エリア＝屋根や屋上の素材や色彩は、丸亀城からの見え方に配慮したものとする。壁面の素材や色彩は、丸亀城への眺望景観に留意し、色彩等を調整する。

丸亀城歴史エリア＝屋根や屋上の素材や色彩は、丸亀城からの見え方に配慮したものとする。

3. 敷地やオープンスペースを魅力あるものにす

都心エリア＝樹木や建築物等の外観への照明は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。

丸亀城歴史エリア＝通りに面した壁面は、圧迫感や閉鎖感を与えないよう、開口部のデザインや材質を工夫する。

4. 建物付帯施設・設備を調和のとれたものにす

都心エリア・丸亀城歴史エリア＝丸亀城への眺望や城からの展望を阻害しないよう、屋上設備の囲いや色彩を調整する。

5. 広告やサインを周辺景観に調和させる

都心エリア＝丸亀城への眺望の障害となるような屋上広告物の設置を控える。

丸亀城歴史エリア＝内濠に面した広告物の設置を控える。

*なお、本市では、丸亀城跡の眺望景観を保全するため、平成 14 年度（2002 年度）に、丸亀城跡周辺地区（図 4）について、法令に基づく建築物の高さの規制として都市計画法による高度地区を指定するとともに、特別用途地区（事務所地区）について、事務所・店舗等の用途のものしか建てられないよう丸亀市事務所地区建築条例で規制をかけている。

高度地区（図 5）は、お城の石垣が見えるよう、北側の商業地域に 25 m の高さ規制、南東部は 15 m の高さ規制を設けている。また、南西部は用途地域（第 1 種低層住居専用地域）を指定しており、10 m の高さ規制となっている。

また広告物の表示等の行為について、都心エリア・丸亀城跡歴史エリア内で基準を上回るものは、丸亀市都市景観条例の規定により届出を必要とする。

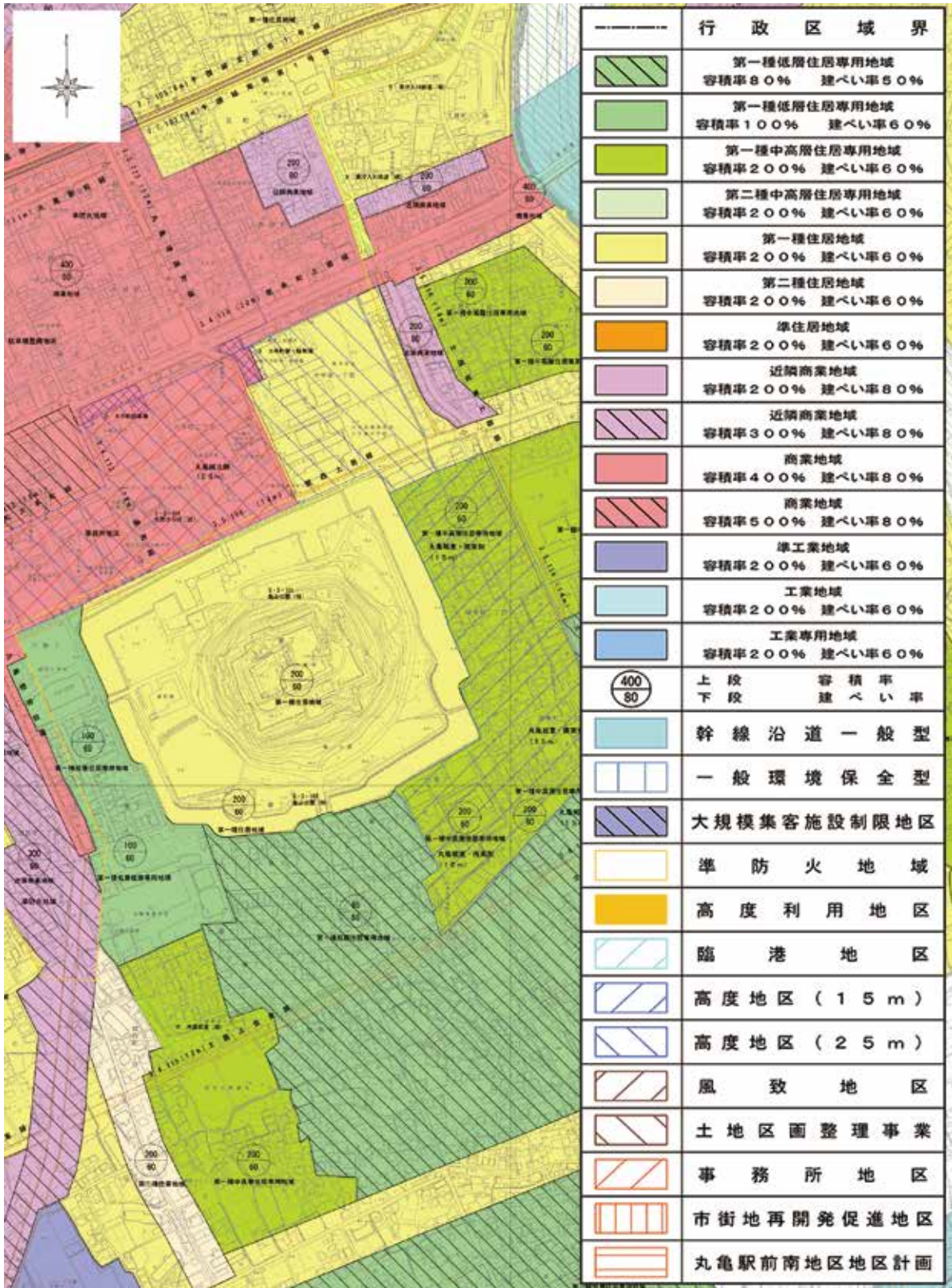


図4 丸亀市都市計画図

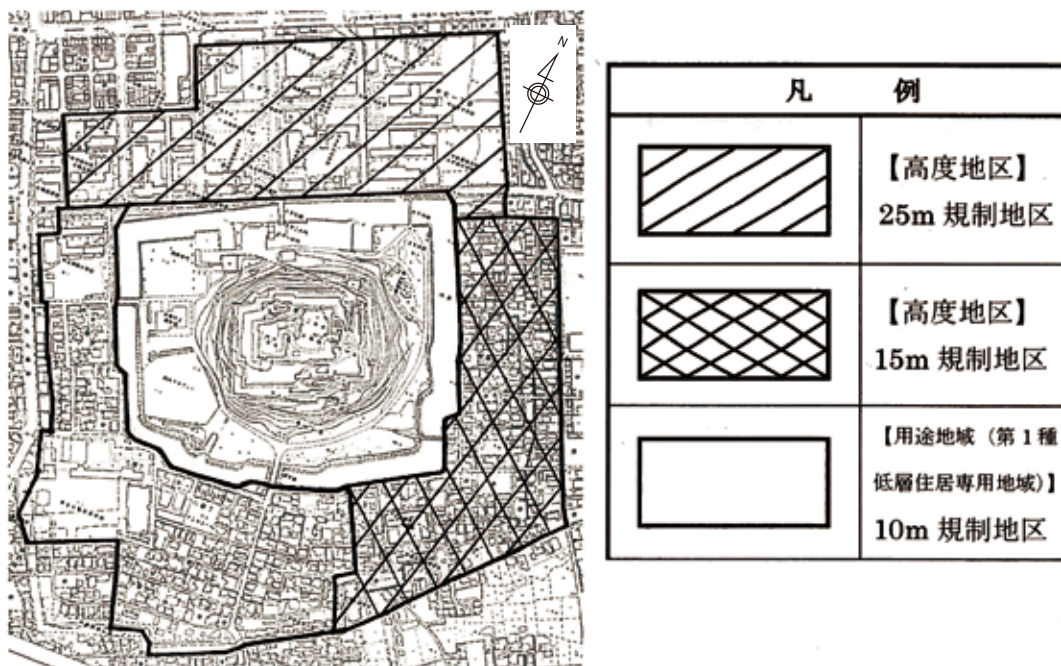


図5 高度地区

③第3次丸亀市生涯学習推進計画 平成29年（2017）3月策定

計画期間：平成29年度（2017年度）から5年間

以下に、関係箇所の抜粋を掲げる。

基本施策（7）学校や子どもを核としたまちづくりの推進

地域の子どもに関わる活動が、大人同士の仲間づくりなど豊かな人間関係の形成にも役立ち、学習活動を通じた地域の活性化につながることを期待されます。地域の連帯感を高めるきっかけとして、家庭・地域・学校の連携・協働を進めることが重要です。子どもたちにおいても、地元へ愛着を持ち、まちをより良くしていこうという気持ちが芽生えます。

《具体的施策⑰ 地域で取り組む子どもの学習支援の充実》

●地域の教育資源（人・場所・歴史・文化など）を生かした学習・体験活動を支援します。

*なお、史跡丸亀城跡は当該計画では地域教育資源として位置づけている。

④第2丸亀市文化振興基本計画 平成29年（2017）3月策定

計画期間：平成29年度（2017年度）から5年間

以下に、関係箇所の抜粋を掲げる。

Ⅲ 基本計画 4 文化財の保存及び活用に関すること

【視点】

文化財は、市民が郷土の歴史や文化を理解し学ぶ上で欠かせないものであり、新たに文化を創造していく上での基礎となるものです。

このため、市民共通の財産である文化財の新たな指定を推進するとともに、丸亀城跡及び中津万象園、塩飽勤番所跡、笠島伝統的建造物群保存地区、快天山古墳などの歴史的建造物、史跡などの保存整備を進め、次世代に引き継いでいくとともに、一般に公開し活用に努めます。

【施策の方向】

- 文化財の公開や展示会を行うとともに、広報やホームページなどを通して、文化財に関する情報の提供を図ります。このため丸亀市立資料館の充実に努めます。
- 市民の文化財保護活動への参加を推進するとともに、ボランティアの育成を図ります。
- 学校や地域において文化財を学習、体験できる機会を拡充します。
- 丸亀城跡の石垣修理工事や快天山古墳の整備など史跡の保存整備・活用に努めます。
- 有形文化財の保存整備・活用に努めます。
- 市内の文化財の保存状況等について、確認、調査及び指定を進めます。

上記のように、史跡丸亀城跡は諸計画において取り上げられ、市のシンボルや歴史的資源として認識され、位置づけられている。

史跡丸亀城跡保存活用計画は、後世に残すべく文化財として丸亀城跡の本質的価値を示し、上記の関連計画や「香川県文化財保存活用大綱」を踏まえ、丸亀城跡の現状の課題を抽出し、適切な保存や維持管理に努め、歴史体験の場や憩いの空間として、整備や活用を計画するものである。

第2項 関係法令等

史跡丸亀城跡に係る関係法令は以下のとおりである。

- 文化財保護法（昭和25年8月施行）
- 都市公園法（昭和32年10月施行）
- 景観法（平成16年12月施行）
- 香川県文化財保護条例（昭和30年10月施行）
- 丸亀市文化財保護条例（平成17年3月施行）
- 丸亀市史跡等管理条例（平成17年3月施行）
- 丸亀市公園条例（平成17年3月施行）
- 丸亀市景観条例（平成23年10月施行）

第5節 計画の構成と実施

第1項 計画の構成と位置づけ

本計画は、先行計画を継承し、計画策定の沿革と目的を掲げ、史跡丸亀城跡の環境と概要を示したうえで、まず本質的価値を明らかにする。さらに、史跡の保存、活用、整備及び運営・体制について現状と課題を整理したうえで、施策の方向性と方法を示す。具体的な実施計画は、本計画に基づき新しく策定する。

なお、計画は、各関係機関等の合意を踏まえて示したもので、本史跡の文化財行政上の指針として位置づけるものであり、本計画と関連計画との関係は図6のとおりである。

本書の巻末には参考資料として丸亀城跡に関連する歴史資料等を収録する。

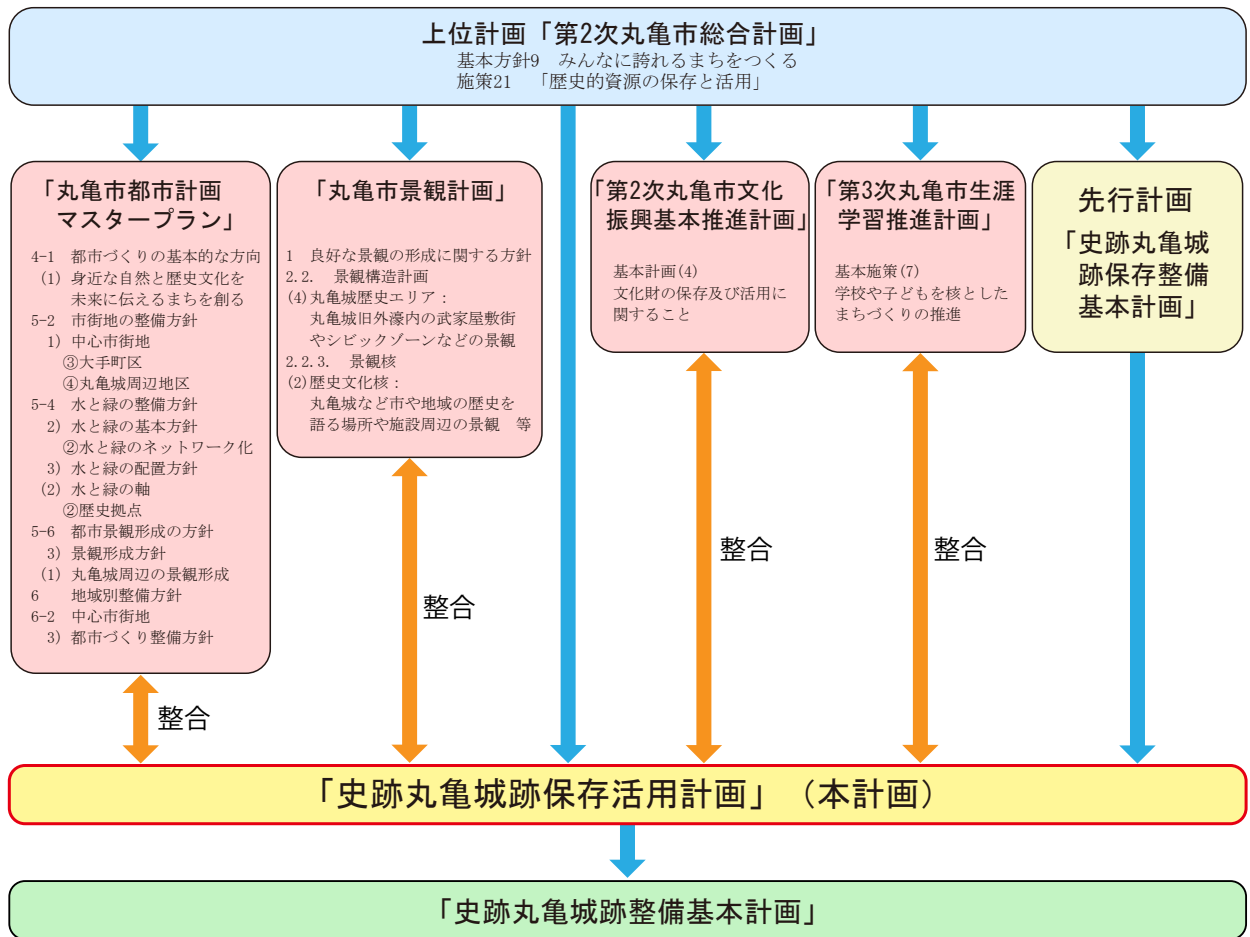


図6 保存活用計画の位置づけ

第2項 計画の実施

本計画の計画期間は令和3年(2021)4月1日から令和13年(2031)3月31日までの10年(以下、この期間を短期の計画とする)とし、その後の実施状況や文化財保護行政上の課題等により必要に応じて見直しを行い、期間を設定して改訂を行う。